

# 【きづがわエール商品券】

## 取扱店舗 募集要項

きづがわエール商品券事務局

2020.8.3

# I. きづがわエール商品券について

## 1) 事業概要

- (1) 名 称 「きづがわエール商品券」
- (2) 発 行 者 木津川市
- (3) 発 行 額 395,000,000円
- (4) 発 行 内 容 総数79,000冊 (1冊5,000円、額面500円×10枚の10枚綴り)
- (5) 配布世帯数 33,000世帯
- (6) 利用期間 令和2年10月1日(木) ~ 令和2年12月31日(木)
- (7) 取扱店舗 木津川市内における消費喚起が期待できる小売店、飲食店  
及びサービス業などを公募して決定

## 2) 商品券取り扱い厳守事項

- ① 取扱店舗において、利用期間内に限り利用可能とする。
- ② 購入後の返品はできない。
- ③ 現金との引換はしない。
- ④ 釣り銭は支払わない。
- ⑤ 盗難・紛失、または偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない。
- ⑥ 取扱店舗において、本商品券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識できるよう明示する義務を負う。

## 3) 商品券の利用対象にならないもの

- ① 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等)には利用できない。
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入には利用できない。
- ③ たばこの購入には利用できない。
- ④ 事業活動に伴って利用する原材料、機器類及び仕入商品券の購入には利用できない。
- ⑤ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払いには利用できない。
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れには利用できない。
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払いには利用できない。
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものの支払いには利用できない。
- ⑨ 商品券の交換又は売買には利用できない。

## II. 取扱店舗の募集概要

### 1) 参加資格

- 木津川市内及び市内の大型店内に事業所・店舗等を有する者
- 京都府が作成した感染拡大予防ガイドライン（例）（標準的対策）の全施設共通事項を満たす者  
京都府「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」  
京都府ホームページ[https://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline\\_rei\\_200618.pdf](https://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_200618.pdf)
- 上記に該当し、木津川市内の店舗等のみにおいて商品券の利用を限定出来る者  
ただし、次の事業者を除く
  - ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
  - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
  - ③ I.3) [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
  - ④ 木津川市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
  - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
  - ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者。個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
  - ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
  - ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき
  - ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
  - ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 2) 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 取扱店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ② 利用者が使用される商品券について、有効なものであるか確認をしてください。なお、偽造防止がない、色合いが明らかに違う等、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨、きづがわエール商品券事務局にも報告してください。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方にご周知ください。
- ③ 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に取扱店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、利用を拒否してください。ただし、訂正印があるものは利用可能とします。
- ④ 使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、確認のため、取扱店舗控え部分を、入金完了を確認するまで大切に保管してください。  
※この控えがない場合は、金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。なお、控えがある場合でも、入金後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできません。また、選定時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますのでご注意ください。
- ⑤ 入金は原則として口座振込です。換金スケジュールに基づいた振込に関する振込手数料は事務局が負担します。
- ⑥ 商品券の交換及び売買は行わないでください。
- ⑦ 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

## 3) 申込から選定まで

### ① 申込方法

- ・ 取扱店舗登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、取扱店舗登録申請書に必要事項を入力又は記入し、下記のいずれかの方法で申請します。

#### 1. インターネットで申請：

[https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=Rkmgzh1C-UKFQQHbNGnTiVrH3L9BZgVEnKvrEVwfd\\_1UN1g2S1pLUjZVMzNHwVRTUFFUMkFMMVv2QI4u](https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=Rkmgzh1C-UKFQQHbNGnTiVrH3L9BZgVEnKvrEVwfd_1UN1g2S1pLUjZVMzNHwVRTUFFUMkFMMVv2QI4u)

#### 2. F A Xで申請：075-284-0154（JTB京都中央支店きづがわエール商品券事務局）

#### 3. 郵送で申請：〒600-8421

京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167AYA四条烏丸ビル2階

株式会社 J T B 京都中央支店内きづがわエール商品券事務局

大型店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、各店単位で

申込みを行ってください（原則、木津川市内全ての店舗で利用可とすること）。  
申込期間8月3日（月）から8月21日（金）まで（リーフレットに掲載される期限）期限後はリーフレットには掲載されませんが、受付は9月30日（水）まで随時行っています。

② 登録・承認

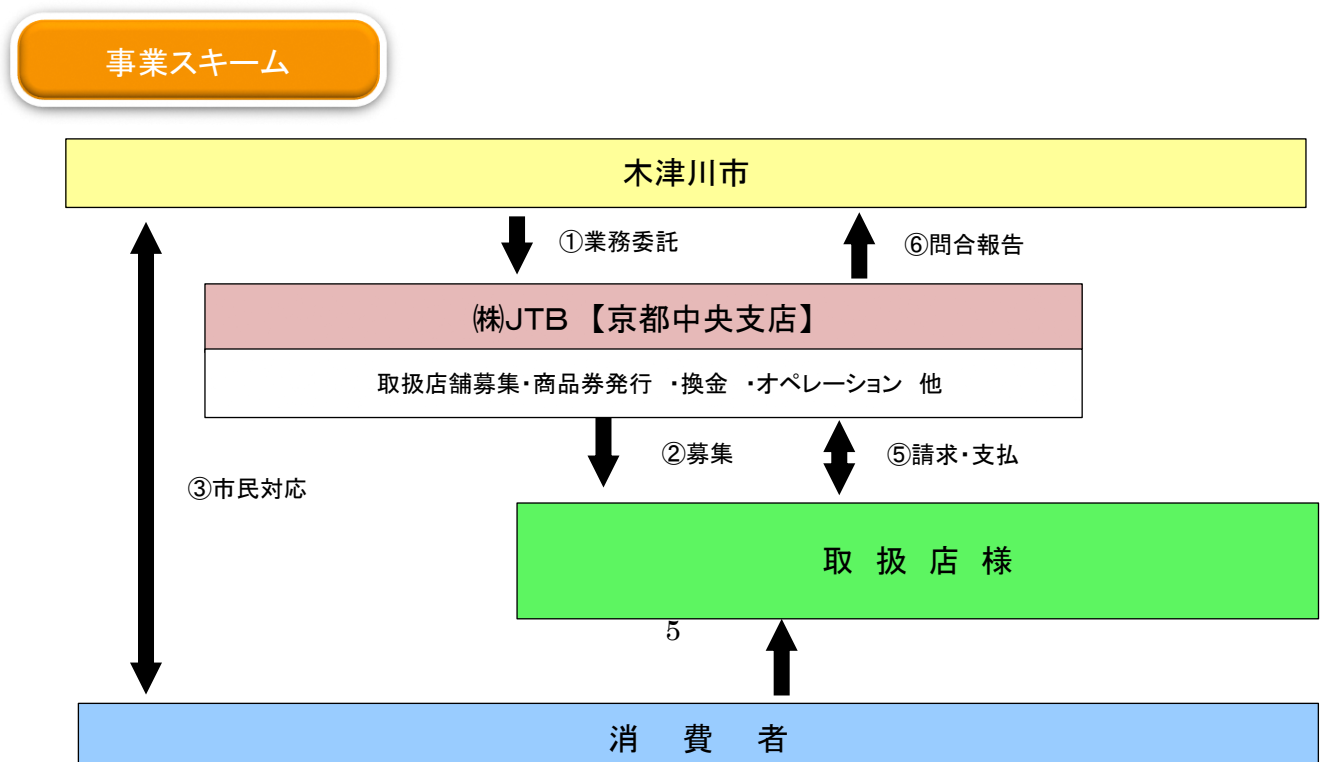
申込みのあった事業者については、木津川市の審査を経て取扱店舗として承認します。  
ただし、承認後であっても下記に該当する場合は、木津川市の審査により承認を取り消すことがあります。

1. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
2. 市が承認を取り消すと判断した場合

③ その他留意事項

1. 利用可能店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、購入対象者向けの告知用リーフレット・ホームページ等に掲載します。
2. 取扱店舗向けのマニュアル・ステッカーを作成し、9月中旬に配布予定です。
3. 商品券の取扱い、換金の方法等については、取扱店舗マニュアルを参照ください。
4. 取扱店舗として決定された後に辞退される場合、損害賠償等が発生することがあります。
5. 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、それにより損害賠償金が発生した場合は請求する場合があります。
6. 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、きづがわエール商品券事務局がその都度対応を決定します。
7. 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・提出等については事前に承認が必要となります。
8. その他、やむを得ない事情により、内容が変更される場合がありますのでご了承ください。

<参考・きづがわエール商品券の流れ>



### Ⅲ. 換金について

物品の販売、又は役務の提供等の取引において商品券を受け取った取扱店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下①～⑥によることとします。

- ① 換金申請期間は、令和2年10月1日から令和3年1月20日（水）（必着）とします。なお、換金申請期間を過ぎた商品券は無効とします。
- ② 換金は、商品券をスマートレターにて事務局に送付後に行います。
- ③ 届きました商品券は、着後14日以内に、指定の振込口座へ振り込みます。
- ④ 本事業に係る換金は、事務局が行い、期間中随時、換金申請を受け付けます。
- ⑤ 換金申請に係るスマートレター送料（予め事務局が送付した専用ケースに限る）6回分は事務局が負担いたしますが、6回以上となる場合の送料手数料は、取扱店舗様の負担となります。
- ⑥ 上記期間に下記書類などを同封し、スマートレターにて事務局へ提出してください。

### Ⅳ. 誓約事項

以下①～⑬の誓約事項全てに同意の上、お申し込みください。

- ① 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ② 換金申請期間を過ぎてから申請があった使用済商品券の換金を行いません。
- ③ 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- ④ 商品券の再販、再流通を致しません。
- ⑤ 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- ⑥ 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任と致します。
- ⑦ 商品券の使用期間中（令和2年10月1日～令和2年12月31日）は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- ⑧ 商品券の取り扱い厳守事項、取扱店舗の責務等のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守致します。
- ⑨ 商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑩ 商品券の取扱に対してきづがわエール商品券事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- ⑪ 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意致します。
- ⑫ 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー・クラブ、待合等を運営する者」「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」「公序良俗に反する店舗等」「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。

- ⑬ 京都府が作成した感染症予防ガイドライン（例）（標準的対策）の全施設共通事項を満たしています。又は、利用期間開始までに満たします。

問合せ先：きづがわエール商品券事務局 【JTB京都中央支店内】

TEL: 075-284-0174 ※ 8月07日（金）まで

TEL: 075-284-0142 ※ 8月11日（火）以降

FAX: 075-284-0154 Email: kizugawayell@jtb.com

令和2年8月3日～令和3年2月26日の平日 9:30～17:30（土・日・祝日、12月28日～1月5日を除く）